

○西佐賀水道企業団水道事業給水条例

平成 10 年 3 月 4 日

条例第 1 号

注 平成 15 年 3 月から改正経過を注記した。

佐賀水道企業団水道事業給水条例(昭和 50 年条例第 3 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)
 - 第 2 章 給水装置の工事及び費用(第 6 条～第 15 条)
 - 第 3 章 給水(第 16 条～第 25 条)
 - 第 4 章 料金、手数料及び加入金(第 26 条～第 34 条)
 - 第 5 章 管理(第 35 条～第 40 条)
 - 第 6 章 雑則(第 41 条・第 42 条)
 - 第 7 章 貯水槽水道(第 43 条・第 44 条)
 - 第 8 章 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等(第 45 条～第 47 条)
 - 第 9 章 補則(第 48 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、西佐賀水道企業団(以下「企業団」という。)の水道事業の給水についての料金、加入金、給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

(平 25 条例 2・一部改正)

(給水区域)

第 2 条 給水区域は、西佐賀水道企業団水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年条例第 1 号)第 2 条第 2 項に規定する区域とする。ただし、必要があると認めるときは、区域外にも給水することができる。

(用語の定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために企業団の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項に規定する厚生省令で定める給水装置

の軽微な変更を除く。)又は撤去工事をいう。

- (3) 一般用 一般家庭、営業用、官公署、学校、病院、工事及び事業所等に給水するものをいう。
- (4) 臨時用 工事現場、現場宿舎、催し物等で一時的に使用するものをいう。
- (5) 福祉用 社会福祉事業法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 1 項に規定する第 1 種社会福祉事業及び同事業所が行うデイサービス用に使用するものをいう。
- (6) プール用 公共施設プールに使用するものをいう。
- (7) 消火栓用 訓練用に使用するものをいう。
- (8) 消費税等相当額 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく消費税額及び地方消費税額の合計額(この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をいう。

2 前項に定める用語の意義について、区別し難いときは、企業長が認定するところによる。

第 4 条 削除

(平 22 条例 2)

(給水装置の種類)

第 5 条 給水装置は次の 3 種類とする。

- (1) 専用給水装置 1(世帯、戸)又は 1 事業所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2(世帯、戸)又は 2 事業所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第 6 条 給水装置工事をしようとするものは、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 給水区域内において、開発行為を行い給水装置工事をしようとするものは、その給水方法費用負担、施設の維持管理等についてあらかじめ協議し企業長の同意を得なければならない。

3 前項について必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事の費用負担)

第 7 条 給水装置工事の費用は前条の申込者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団において費用を負担することができる。

(工事の施行)

第 8 条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 工事を施行する場合においては、企業長が必要と認めたときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関する必要な事項については、企業長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第 9 条 企業長は、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指定することができる。

3 第 1 項の規定による指定の権限は、法第 16 条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第 10 条 企業団が施行する給水装置工事の工事費(以下「工事費」という。)は、次の各号の合計額に消費税等相当額を加えた金額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に消費税等相当額を加えた金額を加算する。

3 前 2 項の費用の算出について必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の予納)

第 11 条 企業長に給水装置工事を申込み者は、設計によつて算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(工事費の分納)

第 12 条 前条第 1 項の工事費の概算額は、企業長の承認を受けて、3 か月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第 13 条 企業団が、給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事費が完納になるまでの間

においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納についての措置)

第14条 企業団が施行した給水装置の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、企業長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、企業団が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、企業長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第15条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむをえない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、企業団は、その責任を負わない。

(給水契約の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、企業長が定めるところにより、あらかじめ、企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第18条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、当該給水区域内に居住する代理人を選定し、企業長に届出なければならない。

2 前項の規定により届出た代理人に異動が生じた場合は、すみやかに給水装置所有者代理人変更届を、企業長に届出なければならない。

(管理人の選定)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他企業長が必要と認めた者

2 企業長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

3 前2項の規定により届出た管理人に異動が生じた場合は、すみやかに管理人変更届を企業長に届出なければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 20 条 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届出なければならない。

2 前項の規定による届け出がなくとも、企業長がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前 2 項の修繕に要した費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

4 第 1 項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質検査)

第 21 条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(水道メーターの設置)

第 22 条 料金算定の基礎となる給水量は、企業団の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。

2 メーターの設置位置は、企業長がこれを定める。

(メーターの貸与)

第 23 条 メーターは、企業団が給水装置に設置し、水道利用者等に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用、変更等の届出)

第 24 条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、企業長に届出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始、休止又は廃止しようとするとき。

(2) 水道の利用者の名義に変更があるとき。

(3) 給水装置の所有者に変更があるとき。

(4) 給水装置の用途を変更しようとするとき。

(5) 給水装置の設置場所を移設するとき。

(私設消火栓の使用)

第 25 条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、職員の立ち会いを要する。

3 私設消火栓を消防の演習に使用するとき又は、消防用として使用したときは企業長に届出なければならない。

第4章 料金、手数料及び加入金

(料金の支払い義務)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 料金は、給水の制限をしたときでも、これを徴収する。

3 共用給水装置によつて水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、次の表により算出した金額に消費税等相当額を加えた合計額とし、1か月当たりにより徴収する。ただし、消火栓用について企業長が必要ないと認めたときは、料金を免除することができる。

用途別	基本料金		超過料金(円)		
	使用水量 m ³	料金 円	1m ³ 超過料金	31m ³ 以上 50m ³ まで	51m ³ 以上
一般用	8	1,300	227	283	308
プール用	8	1,300	227	283	308
臨時用	8	4,800	400	400	400
福祉用	8	1,300	280	300	300
消火栓用	訓練用 1栓 1回 10分 1,500円				

(平19条例1・平22条例2・平26条例4・一部改正)

(料金の算定)

第28条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、2月ごとに企業長が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合において、各月の使用水量は均等とみなし、1月分使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数を前月分の使用水量に加えるものとする。ただし、企業長は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(平23条例11・全改)

(使用水量及び用途の認定)

第29条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

- (1) メーターに異常があつたとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を利用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

2 前項の場合における使用水量は、過去の使用水量その他の事情を考慮して認定する。

(平23条例1・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の利用を開始し、又は中止したときは、その料金は次のと

おりとする。

(1) 使用期間が1月に満たないとき 1か月分として算定した額

(2) 使用期間が1月を超えたとき 2か月分として第28条に準じて算定した額

2 月の中途においてその用途に変更があつたときは、その使用日数の多い用途の料金を適用する。

3 水道の使用を中止して届出がないときは、これを使用しないときでも料金を徴収する。

(平23条例1・一部改正)

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月徴収する。ただし、企業長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第32条 給水装置工事に係る手数料は、その他の手数料として別表第1に定める額を徴収する。

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り、これを還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料等を軽減又は免除することができる。

(加入金)

第34条 給水装置(臨時用を除く。)の新設又は増径工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、次の表に定める加入金に消費税等相当額を加えた合計額を納付しなければならない。

φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75	φ100
円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	149,000	233,000	336,000	598,000	931,000	2,098,000	3,727,000

2 前項による給水装置の増径工事の場合は、新旧メーターの口径に係る加入金の差額に消費税等相当額を加えた合計額を納付しなければならない。

3 既納の加入金は還付しない。ただし、企業長がその他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第5章 管理

(検査及び費用の負担)

第35条 企業長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和

32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(平15条例1・一部改正)

(給水の停止)

第37条 企業長は、前条に定めるほか次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第10条の工事費、第20条第3項の修繕費、第27条の料金又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第28条の使用水量の計量若しくは第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は私設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第38条 企業長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第39条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第6条の承認を受けずに、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第22条のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第35条の検査、又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第27条の料金、又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 第37条第3号の給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めない者
- (6) 第25条第1項の私設消火栓を消防又は消防の演習以外に使用した者
- (7) 仕切弁を許可なく開閉した者

(料金を免れた者に対する過料)

第 40 条 企業長は、詐欺その他、不正の行為によつて第 27 条の料金、第 32 条の手数料、又は第 34 条の加入金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第 6 章 雑則

(督促)

第 41 条 使用者等において、納入すべき料金、費用等を指定の日までに納入しない者があるときは、督促状を發する。

(証票)

第 42 条 職務のため、職員及びメーター検針員が、家屋、又は敷地内に立ち入る場合は、その身分を証明する証票を、求めに応じ、呈示しなければならない。

第 7 章 貯水槽水道

(平 15 条例 1・追加)

(企業団の責務)

第 43 条 企業長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平 15 条例 1・追加)

(設置者の責務)

第 44 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平 15 条例 1・追加)

第 8 章 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等

(平 25 条例 2・追加)

(布設工事監督者を配置する工事)

第 45 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又はその増設若しくは改造の工事のうち次に掲げるものとする。

(1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(平 25 条例 2・追加)

(布設工事監督者の資格)

第 46 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(平 25 条例 2・追加)

(水道技術管理者の資格)

第 47 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、

農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校の卒業生については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校の卒業生については 7 年以上、同条第 4 号に規定する学校の卒業生については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(平 25 条例 2・追加)

第 9 章 補則

(平 15 条例 1・旧第 7 章繰下、平 25 条例 2・旧第 8 章繰下)

(委任)

第 48 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(平 15 条例 1・旧第 43 条繰下、平 25 条例 2・旧第 45 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西佐賀水道企業団水道事業給水条例第 32 条の規定は、この条例の施行の日以後に係るものから適用し、同日前に係るものについては、なお従前の例による。又、旧規程に規定する指定工事店の指定給水装置工事事業者申請手数料は免除する。

附 則(平成 12 年条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、平成 13 年 5 月検針分から適用する。

附 則(平成 15 年条例第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 2 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 1 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 2 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の西佐賀水道企業団水道事業給水条例第 27 条の表の規定は、この条例の施行日以降のメーターの点検により算定される料金から適用する。

別表第 1(第 32 条関係)

手数料表

項目	手数料
指定給水装置工事業者申請手数料	1 件につき(新規) 10,000 円
設計審査手数料	1 件につき 1,000 円
しゅん工検査手数料	1 件につき 10,000 円
督促手数料	1 件につき 100 円
開栓又は閉栓手数料	1 件につき 1,500 円